

# パブリックコメント・都道府県等からの意見及びそれに対する考え方

パブリックコメント意見提出総数 64 件 平成 21 年 2 月 14 日～ 3 月 6 日

都道府県意見提出総数 260 件 平成 21 年 2 月 13 日～ 3 月 4 日

該当箇所	重点計画素案に対する意見	意見に対する考え方
<p><b>1. 全体に関して</b>  <b>&lt;計画の位置付け等&gt;</b></p>	<p>国民が将来の整備状況を想像できるようなわかりやすい記述にすべき。(国民 2)</p> <p>指標の根拠を分かりやすく示すべき。  (都道府県 24)</p> <p>指標の目的達成のための財源の手当や事業量を明確に記載すべき。(国民 2・都道府県 5)</p> <p>前計画の成果、反省点を記述すべき。  (国民 1・都道府県 1)</p> <p>達成困難な指標が設定されているのではないか。  (国民 2・都道府県 10)</p> <p>各自治体の事情を考慮し、実態に即して指標を設定すべき。(都道府県 14)</p>	<p>社会資本整備の現状と課題、重点目標を丁寧に記述することを心がけるとともに、「10年後の姿」を示すことにより計画がわかりやすくなるように努力したところ。今後とも社会資本の整備状況についてわかりやすく提示するよう努力したい。</p> <p>指標に関する理解を深める等のため、指標の説明資料を作成することとしている。</p> <p>平成 15 年に実施した長期計画の見直しの際に、予算配分の硬直性の排除、国民から見た成果目標を提示することによる計画内容の分かりやすさ等の観点から事業量は記載しないこととしております。</p> <p>重点計画は、5 年間の投資の方向性等を示すものであり、前計画の成果等は記述していないが、前計画のフォローアップを平成 20 年 6 月の社会資本整備審議会・交通政策審議会合同総会において報告し、前計画の達成状況等を踏まえて計画案を作成したところ。  (参照：<a href="http://www.mlit.go.jp/common/000019114.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/000019114.pdf</a>)</p> <p>あらゆる政策手段を適確に組み合わせ、また、官民の連携・協働により、重点的、効果的かつ効率的に事業を実施してするなど、目標の達成に向け、努力する。</p> <p>重点計画で示している指標は、全国的な観点から目標を設定しているものだが、各自治体による取組の調査をベースに設定したものなど、できる限り実現可能性を考慮して設定したところ。また、地方重点方針において、より地方の実情に応じた指標を検討することとしている。</p>

<p>&lt;国と地方の役割&gt;</p> <p>&lt;維持管理・更新&gt;</p> <p>&lt;その他&gt;</p>	<p>太平洋ベルト地帯への人口・諸機能の集中により、地域の活力が失われているという認識は、現状においては不適切ではないか。(国民1)</p> <p>国と地方の役割分担について、具体的に記述すべき。(都道府県9)</p> <p>直轄事業負担金、補助事業における補助率、交付税制度等の見直しについて記述すべき。(都道府県7)</p> <p>社会資本の維持管理・更新が着実に進むよう、地方支援の強化をすべき。(都道府県3)</p> <p>生活の安心を確保するという視点から、水利用の安定性確保について記述すべき。(都道府県1)</p> <p>社会資本整備重点計画の直接の対象ではない施策について記載すべきという意見(地域公共交通の活性化、建設業の育成など)。(都道府県9)</p> <p>第4章地方の「現状と課題」に関する記述についての修正意見(国民1・都道府県12)</p> <p>この時期に平成20年度からの計画を策定するのは問題ではないか。(国民1)</p> <p>地方重点方針において、各地域の現状に応じた記述をすべき。(都道府県4)</p>	<p>御指摘を踏まえ、当該部分について修正。</p> <p>国と地方の役割分担については、地方分権改革の中で、現在検討中であることから、第3章(7)の記述したところ。</p> <p>国土交通省と全国知事会との間で、直轄事業の進め方に関して意見交換の場を設けることとしており、現段階では記述は困難。</p> <p>各施設における長寿命化計画の策定及び長寿命化計画に基づく補修補強または改築等の支援等を推進しているところ。</p> <p>御指摘の趣旨を踏まえ、第1章(2)に湯水対策について追記。</p> <p>地域公共交通の活性化や建設業の育成などは社会資本整備と関連する重要な課題であることは認識しているが、重点計画は5年間の社会資本整備についての投資の方向性を明らかにするものであることから、当該記述を盛り込むことは困難。</p> <p>第4章は、あくまで概括的に見たものであり、その詳細については、地方重点方針の策定過程で検討する予定。</p> <p>諸般の事情によりこの時期になったものであり、ご理解頂きたい。なお、計画期間に20年度を含めない場合、20年度の実施事業の評価をする基準がなくなるため、前計画と期間を空けず作成することが必要と考えている。</p> <p>地方重点方針については、各地域の現状に応じたものにすべく、策定過程において、各地方支分部局、地方公共団体、地方経済界等との間で十分な意見交換、検討をする予定。</p>
--	--	--

<p><b>2 事業分野別の記述に関して</b></p> <p>&lt;道路整備事業&gt;</p> <p>&lt;空港整備事業&gt;</p> <p>&lt;治水事業&gt;</p> <p>&lt;その他&gt;</p>	<p>地域の緊急輸送道路の機能を果たす道路の整備推進について記述すべき。(都道府県16)</p> <p>首都圏における空港の処理容量は、おおむね10年後には限界に達することが予想されており、さらなる容量拡大に向けた措置を速やかに講じるべき。(国民1・都道府県2)</p> <p>湧水対策についても記述すべき。(都道府県3)</p> <p>その他個別事業名の記述を求める意見(国民・都道府県)</p> <p>その他文言修正に関する意見(国民・都道府県)</p>	<p>御指摘の点については、防災・減災対策として、既に「災害のおそれのある区間を回避する道路の整備を推進する」と記載しているところ。</p> <p>羽田・成田空港の更なる容量拡大に向けて、管制、機材、環境、施設等あらゆる角度から、可能な限りの施策の検討を進めることとしており、御意見の内容についても当該検討に含まれているものと理解しています。</p> <p>湧水対策については、重点目標(別表)において具体的な施策を記述しているところであり、これに基づき施策を進めていく考え。</p> <p>重点計画は、国民から見た成果目標をわかりやすく示し、その目標を達成するために必要な取組を明らかにするものであり、個別具体の事業を記載することとはしていない。なお、重点目標の達成に必要な個別の事業については、毎年度の予算の中で、重点化して進めていくこととしている。</p>
---	---	---